

原子力事故対応に関する要望書

3月11日の原子力発電所事故より8ヶ月が経過し、あと数ヶ月で1年を迎えようとしています。

浪江町では被災者支援のための要望をこれまで重ねて要望してきましたが、いまだ課題は山積しています。

直に町民の方々とお会いすると、その苦しみは痛切極まりないものがあります。課題の解決を遅らせることは許されません。

被災町民の暮らしの再生、私たちのふるさとの再生を目指して、浪江町では出来る限りの対策に取り組んできております。政府としても被災者の目線に立ち、効果的かつ迅速な対応を講じられることを強く要請します。

平成23年11月24日

福島県浪江町長 馬場 有





要望事項

1. **被災者の住宅の確保** 【内閣府、厚生労働省、総務省、国土交通省】
 - (1) 政府のイニシアチブによる避難先での住宅確保
 - (2) 公営住宅等での受け入れ期間の延長
 - (3) 仮設住宅・借上住宅の入居期限延長措置
 - (4) 仮設住宅・借上住宅の居住環境改善
2. **政府の責任に基づく損害賠償の実施** 【内閣府、文部科学省、経済産業省】
 - (1) 文部科学省「原子力損害賠償審査会」による指針の全面的な改善
 - (2) 東京電力に対する指導の強化
3. **ふるさと再生・帰還環境の早急な整備** 【内閣府、環境省、国土交通省、財務省】
 - (1) 除染スケジュールの早急な明示・早急な本格着手
 - (2) 放射能汚染調査・広報の強化
 - (3) インフラ復旧のための支援の強化
 - (4) 被災地域での復興事業の着実な実施及び復興財源の保障
4. **復旧・復興のための常磐自動車道の早期開通** 【国土交通省、内閣府】
5. **健康影響の調査強化及び健康被害への確実な対応** 【内閣府、厚生労働省】
 - (1) 県外避難者への健康診断の着実かつ早急な実施
 - (2) 放射線被ばく量の生涯管理及び助言体制の整備
 - (3) 健康被害の初期発見の強化
 - (4) 健康被害に対する支援措置の法制化
6. **財政支援等の強化** 【総務省、内閣府、厚生労働省、財務省】
 - (1) 地方交付税（普通交付税・特別交付税）による確実な財源の保障
 - (2) 行政機能応急復旧補助金（補助率 2/3）の今後の継続
 - (3) 特定保健指導の原発避難者特例法への該当措置実施
7. **避難者先自治体への財政支援等の強化** 【総務省、内閣府、財務省】
 - (1) 特別交付税等による確実な財源の保障
 - (2) 事務負担軽減のための支援体制の整備
8. **国民健康保険等への支援強化** 【厚生労働省、総務省、内閣府、財務省】
 - (1) 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料免除の継続
 - (2) 浪江町国民健康保険及び介護保険に対する財政支援の強化
 - (3) 介護保険新規申請者に対する訪問調査の運用改善（事業者活用）
 - (4) 現介護保険事業計画の継続と現行保険料の継続

1. 被災者の住宅の確保について【内閣府、厚生労働省、総務省、国土交通省】

原子力災害は現在も継続しており、被災者は仮設住宅、借上住宅、公営住宅等での仮住まいを余儀なくされております。その中でも昨今では「いつまでこの住まいに住まうことができるのか」という不安が高まっています。

つきましては、下記の措置を早急に講じられることを要請します。

(1) 政府のイニシアチブによる避難先での住宅確保

災害救助法による応急仮設住宅、公営住宅での受け入れについては、各都道府県等の自治体の協力により支援頂いているが、結果的に自治体によって差異が生じる側面がある。

政府においては、本事故が国策に伴う災害であることの認識を強く持ち、自治体任せにせず、全国において確実な避難支援が受けられるよう責任を持って住宅の確保（ガイドラインの提示、実施状況の確認、指導）にあたって頂きたい。

(2) 公営住宅等での受け入れ期間の延長

公営住宅（公務員宿舍含む）で多くの被災者を受け入れて頂いているが、今年度内で入居期限を迎えるケースが生じている。本災害が継続している事実を踏まえ、政府の責任において公営住宅での受け入れ期間の延長を確実に保障するとともに、借上住宅と同様の入居期限となるようなるよう措置願いたい。

(3) 仮設住宅・借上住宅の入居期限延長措置

仮設住宅及び借上住宅については、入居期限の延長措置の政府方針を早急に明確化されること。あわせて避難先の自治体において円滑に延長がなされるよう、財源等を含めた支援を強化すること。

(4) 仮設住宅・借上住宅の居住環境改善

仮設住宅では居住環境改善のための災害救助法の運用拡大がなされているところだが、制度改善が速やかに住居の改善に反映しない現状がある。政府においては引き続き制度の改善を図られるとともに、都道府県において迅速に実施できるよう強力な支援（制度運用支援、人的資源）を行うこと。

また借上住宅についても応急仮設住宅であるため、運用改善を図る場合は借上住宅に対しても同様の措置・配慮を講じること。

2. 政府の責任に基づく損害賠償の実施【内閣府、文部科学省、経済産業省】

国策による原発事故に伴う損害に対して、多くの町民の願いは「暮らしを完全に元に戻してもらうこと」であり、「全町避難による生活崩壊という想像を絶する実態を正確に理解して頂きたい」という点に尽きます。

文部科学省の「原子力損害賠償紛争審査会」では、被災者のヒアリングや実態調査を十分に行わない中で指針が検討され、指針に盛り込まれていない事項が紛争処理を招くという、新たな災害が生じています。被災者に無用な負担を招かないためにも、政府の責任により指針の全面的な見直しをお願いします。

(1) 文部科学省「原子力損害賠償審査会」による指針の全面的な改善

①精神的損害について

a)「精神的損害」の算定基礎の見直し

※住宅の転居以外にふるさとを離れた苦痛、狭隘な住まい、コミュニティ崩壊、文化の毀損、住宅汚損・悪化の精神的苦痛、遺体搜索遅延による苦痛、期間の長期化による苦痛など被災実態に即し損害の再整理

b)生活費増加分の分離

c)期間の経過に伴う精神的損害の増額 (基準額の半年後減額措置の見直し)

②賠償範囲の拡大と対象事項の明示

a)賠償対象の損害の事例整理・類型化

※避難により新たに購入せざるを得なかった生活必需品、食料費及び光熱水費増加額、離散世帯の生活費増加額

b)事例毎の最低基準額の提示

c)警戒区域等の自宅における盗難被害、家畜被害、雨漏り被害の賠償

d)他地域での事業の仮再開、仮就業など特別の努力、リスク負担をおこなっている被災者・仮就業者に対する賠償の継続 (再開＝ゼロとしないこと)

e)財物価値の喪失・減少に伴う損害 (商品、物資、食料、農地) への賠償

③警戒区域等解除等の措置と賠償の分離

a)避難者それぞれが本来の生活・財産価値を取り戻すまでの賠償の継続

b)警戒区域等解除後も継続した賠償の実施 (町外にいる町民への損害賠償の継続、帰還した町民が負担する継続的な損害のフォロー)

※「警戒区域解除＝政府による賠償額削減戦略」といった不信の払拭

(2) 東京電力に対する指導の強化

①指針が賠償範囲の最小限であることの徹底

※東京電力に最小限との基本スタンスを明示させること

②賠償提起事例及び賠償該当事例の公開と分かりやすい情報提供

※被害が甚大であり、全ての損害の列挙に被害者は苦慮していることに対応

3. ふるさと再生・帰還環境の早急な整備

【内閣府、環境省、国土交通省、財務省】

ふるさと再生は多くの町民の願いです。現段階では事故の収束、放射能汚染の詳細、除染の具体計画が明らかになっておらず、町民は帰還の判断材料が現段階では持ち得ない状況の中、今後の生活の見通しを立てるためにも、それぞれが帰還の判断を迫られるという極めて苦しい状態に置かれています。

もはや今年度が勝負です。今年度中に具体的な計画、具体的な行動、具体的な実績を示すことが避難住民の不安を軽減し、苦痛を緩和することになります。

避難指示を行った責任は政府にあります。早急に実行されることを強く求めます。

(1) 除染スケジュールの早急な明示・早急な本格着手

①除染スケジュールの早急な提示

除染の実証試験及び本格除染の着手については、当初提示していた時期より遅れが生じている。ステップ2の前倒しを行うのと同様の危機感、スピード感を持って、除染に取り組んで頂きたい。については、明確な除染スケジュールを早急に提示頂きたい。

②除染作業への早急な本格着手

除染の進展なくして、帰還の前提は成り立ち得ない。事故発生より8ヶ月経過する中で現状の除染進展に留まっているのは、遅きに失すると言わざるを得ない。実証試験もさることながら、本格除染については年明け早々に実施頂きたい。

(2) 放射能汚染調査・広報の強化

①放射能汚染の詳細調査と避難住民への直接広報の強化

文部科学省によりモニタリングが実施されているが、住民はより詳細な調査を求めている。現行のメッシュを踏まえた上で、早急に詳細調査を実施されたい。

また政府では調査結果をホームページとマスコミでの広報に留めているが、被災者にも分かる内容とし、政府公報の冊子として各戸に配布頂きたい。

②自治体及び住民による直接測定の実施（線量計配布・測定予算の配分）

残念ながら政府による調査結果が十分に信頼されていない面がある。データへの納得を高めて頂くためにも、被災者が自ら確認し、公表データと比較することが信頼確保の上で早道となる。

政府においては、避難住民への線量計の配布、さらには避難自治体が自ら測定を行えるよう予算、人材、機器の早急な配分（支援）をお願いしたい。

(3) インフラ復旧のための支援の強化

当町では大震災によるインフラの破壊に加え、原発事故による避難により、放置期間の長期化、度重なる余震や台風により、被災状況は悪化している。一方、原発事故により自治体財政は壊滅的な状況となり、自力復旧は困難を極める状況にある。地域の復旧・復興を図るためにも特段の支援をお願いしたい。

①インフラ復旧財源の保障

長期的な財政困窮が想定されることから、原子力災害も踏まえ全額国庫対応頂きたい。無駄な出費の抑制については十分に配慮したい。

②インフラ復旧事業への支援

除染を含めて膨大な復旧事業が必要となる。現在、町が有する財源及び人的資源だけでは膨大な事業量を実施することは困難となるため、復旧のための調査について国県に支援頂きたい。

また、復旧事業の実施に際して必要となる場合は国県による代行実施の体制も整備頂きたい。

③請戸漁港のインフラ復旧への支援

請戸漁港（第2種漁港）は、震災と津波による被害、原発事故により現段階において復旧のめどが立っていない状況にある。当地域の復旧・復興のためには、請戸漁港の再建は必要不可欠であることから、早期の復旧に向け、調査及び復旧工事への着手をお願いしたい。

(4) 被災地域での復興事業の着実な実施及び復興財源の保障

東日本大震災による復旧が着実に進展している地域では既に復興事業に着手する段階にあるが、当地域での未実施、財源の枯渇が危惧される。原発事故被災地の確実な「復興」がなされるよう現段階から、復興計画・復興事業・復興予算において確実な記載及び確保を図ること。

①復興事業の明確な位置づけ

既存産業の復興、新たな雇用の確保をはかるためには、国家プロジェクトでの実施なくして産業の復興はあり得ない。現在及び今後策定する計画において、当地域での産業集積等の主要プロジェクトを具体的かつ明確に記載頂きたい（福島再生特別法、国復興計画、復興本部事業）。

②復興予算の確実な確保

政府においては、原発事故被災地域の復興を実現するためにも、原発事故被災地域の復興を図るための法を策定するとともに、基金の創設を含めて財源の確保を行って頂きたい。

なお、基金に基づく事業の実施にあたっては、被災自治体の意向に基づくものとなるよう当町を含めて事業を検討する協議の場を設けること。

4. 復旧・復興のための常磐自動車道の早期開通について【国土交通省、内閣府】

震災と津波、それに続く原発事故により浪江町は全町避難を余儀なくされており、当地域の復旧・復興のためには、浪江町への安全な交通路の確保が重要な課題となっております。地域の早急な復旧のため、今年度12月に開通予定であった常磐自動車道の早期開通を図られるようお願いします。

(1) 地域の状況及び実現可能性

浜通り地区の最も重要な基幹交通である国道6号とJR常磐線は、東京電力福島第一原発の近距離（5km以内）を通過するため早期開通に大きな困難がある。

一方、常磐自動車道については、現在工事中の延伸工事区間（富岡から相馬）が、福島第一原発から6km以上離れており、東京大学アイソトープ総合センターの2ヶ月におよぶ現地調査により、適切な除染と遮蔽を行えば、比較的早期に、安全に開通できることが明らかになった。

(2) 安全性の確保方策など実現に向けた必要事項

常磐自動車道は延伸工事の橋脚などの基礎部分は完成し、開通に向け最終段階にある。汚染された盛り土を取り除き、適切に保管し、遮蔽を行い、切り土部分を除染することにより、道路の放射線量を大幅に下げ、通行者の安全も確保可能と考える。

施工に際しては、徹底的な放射線測定を基礎に、作業者の安全確保計画を専門企業に委託作成、それに基づく安全な工事基本計画を立案、地元企業の参加も得て行うことが、地域経済の復興の観点から重要となる。

さらに、通常の自動車道でなく、復興道路として自治体ごとに開口部をもうけ、入り口での車両の放射線量測定と除染を行う事、500mごとに余震時の避難場所をおくことで、具体的な復旧・復興が促進される。

5. 健康影響の調査強化及び健康被害への確実な対応 【内閣府、厚生労働省】

浪江町ではSPEEDIの公表遅れ、政府による避難支援の未実施により、放射線の高い地域への避難を余儀なくされ、町民の多くの方々は健康影響に関して大きな不安を抱いています。

国策の結果として生じた事故であり、健康影響が生じることは決して認められるものではありません。

対応の遅れ、対応の漏れにより新たな災害が生じることがないように、生活者の暮らしを守る政府として、早急に以下の点について対応されることを要請します。

(1) 県外避難者への健康診断の着実かつ早急な実施

福島県では健康診断を実施しているが、町民の約3割を占める県外避難者については、受診しにくい環境にある。このため、政府の責任により、早急に県外での受診体制を整備願いたい。

(2) 放射線被ばく量の生涯管理及び助言体制の整備

放射線被ばく量については、現在、期間限定又は部分的な把握に留まっているが、長期間での管理が不可欠な課題となっている。政府においては被ばく量の生涯管理の体制を整えるとともに、被ばく量に応じて適切な助言がなされるよう体制の整備を図ること。

(3) 健康被害の初期発見の強化

放射線による健康影響が万が一発生した場合の対応が不可欠となっている。現在、甲状腺調査の着手が始まっているが、放射線による健康被害に対する不安は全身的な問題であり、総合的な健診体制の確立を早急に整備されたい。

(4) 健康被害に対する支援措置の法制化

早期発見出来たとしても、万が一健康被害が生じた場合には、国が責任をもって医療支援を行うことを早急に明示されるとともに、確実な履行を担保するための法整備を行うこと。

6. 財政支援等の強化

【総務省、内閣府、厚生労働省、財務省】

全町避難により町の今後の財政見通しは絶望的な状況にある中、国難ともいえる原発事故の被災者対応に国とともに万全を期して対応していく上では我々市町村の役割は極めて重要になるものと考えます。このような中で、被災町民に安心して避難生活を送って頂き、着実に復旧・復興を図っていくためにも、確実な財政支援を講じられるよう強く要望します。

（1）地方交付税（普通交付税・特別交付税）による確実な財源の保障

税収が皆減となることから、安定的な財政運営に支障を来し、被災者への十分な支援に支障を来す状況が生じている。次年度予算については編成困難な状況にある。ついては次年度に向け避難自治体が安心して被災者支援を行うことができるよう確実な財政措置（交付税の確保）をお願いしたい。

（2）行政機能応急復旧補助金（補助率 2/3）の今後の継続

今後の進展や被災者の住居移転状況により、出張所の増設、仮設庁舎の再移転等が生じることから、次年度以降の制度継続を図って頂きたい。

あわせて、本来の役場では生じなかった特殊な財政需要であることから、町負担分については、特別交付税等の支援措置も行って頂きたい。

（3）特定保健指導の原発避難者特例法への該当措置実施

全国に分散している町民の特定保健指導については、原発避難者特例法の対象外となっている。避難元での実施は困難であるため、当該事務についても対象事務とし、避難者が身近な場所で安心して健診が受けられるようにして頂きたい。

7. 避難者先自治体への財政支援等の強化

【総務省、内閣府、財務省】

全国に分散する被災者を支援するため、国においては原発避難者支援特別法を制定頂いたところですが、受け入れ先の自治体に大きな負担が生じることを、避難元の自治体としても非常に苦慮しています。

各自治体の厚意が各自治体の住民負担とならないよう、政府におかれては確実な財源措置を講じられるよう、重ねて要請します。

（1）特別交付税等による確実な財源の保障

市町村民と異なる性格を有する避難者を受け入れることとなるため、受け入れ自治体が明らかに支援されていることが分かるよう、通常よりも厚い財政措置を講じて頂きたい（特別交付税の手厚い配分）。

（2）事務負担軽減のための支援体制の整備

具体的な事務の実施に伴い、今後、受け入れ自治体では事務量の増加が生じ、円滑な実施に苦慮する局面が懸念される。政府においては、関係省庁がこのような前提を理解し、円滑な調整が行えるよう、支援体制の整備を図られたい。

【調整が必要な例（当要望でも列挙）】

- 6.（3）特定保健指導の原発避難者特例法への該当措置実施
- 8.（3）介護保険新規申請者に対する訪問調査の運用改善（事業者活用）

8. 国民健康保険及び介護保険等に関する支援の強化

【厚生労働省、総務省、内閣府、財務省】

全町避難により多くの町民が失業、休業を余儀なくされ、収入がない中での長引く避難による体調不良等により、受診機会等が増加する状況にあります。国策による原発事故の被害者を確実に救済していくためにも、保険料の免除措置の継続をお願いします。

また、医療費・介護給付が増加の一途をたどっており、保険運営に大幅な支障が生じていることから、国において早急な対応をとられることをお願いします。

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料免除の継続

国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療等の保険料について、現在、免除措置を頂いているが、原発事故による避難が継続しており、次年度以降についても今年度同様に免除の扱いを継続して頂きたい。早期の政府方針の提示をお願いしたい。

(2) 浪江町国民健康保険及び介護保険に対する財政支援の強化

両会計とも被災に伴い会計が悪化しているため、災害時臨時特例補助金等により、確実な財政支援を頂きたい。

(3) 介護保険新規申請者に対する訪問調査の運用改善（事業者活用）

被災団体及び受入先団体双方において、訪問調査事務負担が急増する状況となっている。この状況に対応するため、事業者への委託を認めて頂きたい。自治体間の支援は困難であるため、当運用が困難な場合は厚生労働省より担当職員の支援を頂きたい。

(4) 現介護保険事業計画の継続と現行保険料の継続

本来であれば第4期介護保険事業計画（23年度まで）を見直すこととなっているが、原子力災害に基づく避難のさなかであり、給付の見通しも含め、現行では見直しが困難な状況にある。このため、現行の第4期計画を継続（第5期の計画として移行）する。これに伴い保険料についても当面、第4期における保険料を継続したい。

このため、原子力災害による避難等により給付が増加し、保険料に不足が生じる場合は現在と同様に災害時臨時特例補助金、交付金等により引き続き支援頂きたい。